◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　03―浜甲子園団地第Ⅳ期北工区建築その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所
兵庫県西宮市枝川町１―３の一部
⑷　工事内容
（除却工事）
住棟　鉄筋コンクリート造、５階建、６棟、200戸
（建設工事）
住棟　鉄筋コンクリート造、６階建、３棟、180戸
付属棟　集会所、駐輪場、ゴミ置場
建築工事、屋内外電気設備工事、屋内外衛生設備工事、エレベーター設備工事、工区土木工事、造園工事　一式
（エレベーターの保守管理業務）
本工事の集合住宅に設置するエレベーター３基の供用開始後20年間の保守管理業務
⑸　工期　令和４年３月下旬（契約締結日の翌日）から令和７年２月３日（月）まで(予定)
⑹　工事の実施形態
①　本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
④　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日促進工事（発注者指定方式）」の試行工事である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。
⑤　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行実施である。
⑥　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター保守管理業務に関する覚書」を交換する。また、当該工事の完了時までに「エレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき、「協定書」を締結する。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記４⑴②へ様式１及び様式２を提出すること。）。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構関西地区における令和３・４年度の一般競争参加資格について、以下のとおりとする。
①　単体及び共同企業体の代表者は建築工事の認定を受けていること。
②　共同企業体の代表者以外の構成員は建築工事又は土木工事の認定をうけていること。
③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　当機構関西地区における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、建築工事又は土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際の客観点数が1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　次に掲げる工事の実績を有する者であること。単体で申請の場合は①、共同で申請の場合は②による。
①　単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。
平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に元請として完成し引渡しが済んでいる本工事と同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
同種工事とは、以下の㈠及び㈡の条件を満たす工事実績とする。なお、㈠及び㈡については別工事でも構わない。
㈠　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ90戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事。
㈡　ＤＩＤ地区における建物除却工事（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の４階建て以上（＊３）で、合計70戸以上（＊４）又は延べ床面積合計4,000㎡以上）を含む工事
（＊１）　一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が６階建て以上であること。（以下すべて同様。）
（＊２）　一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。（以下すべて同様。）
（＊３）　一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が４階建以上であること。（以下すべて同様。）
（＊４）　住宅又は住宅と同様の内装、設備を備えたものを対象とする。（以下すべて同様。）
②　共同で申請の場合は、以下の㈠及び㈡の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑽の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑽に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。
㈠　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①㈠の要件を満たす者であること。
㈡　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる工事の元請又は当機構発注工事の一次下請けとして、上記①㈡の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。
①　単体で申請の場合、以下の㈠、㈢～㈭の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
㈠　一級建築士又は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。
㈡　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次のものをいう。
・技術士（建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
㈢　平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引き渡しが済んでいる上記⑸①㈠に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
また、対象建築物の工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（建築主事及び施主等による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日）までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。